

「経営者保証に関するガイドライン」等の実態調査結果

I. 背景

1. 「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況

金融庁としては、これまでも担保・保証に過度に依存しない融資の促進に取り組んでいるところであり、これを促進させるための手段の一つとして、「経営者保証に関するガイドライン」(注1)(以下、「ガイドライン」という。)が融資慣行として浸透・定着することが重要であると考えており、金融業界団体との意見交換会などの機会を通じてガイドラインの活用促進に向けた組織的な取組事例を共有するなど、金融機関に対してガイドラインの活用を促してきた。

現状、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合(以下、「無保証融資割合」という。)は、平成 29 年 9 月末において 16.3%となっている。また、代表者の交代時において、旧経営者の保証を解除せず、かつ、新経営者から保証を徴求している(以下、「二重徴求」という。)ケースは全体の 4 割弱となっている(実績データについては当庁ホームページを参照のこと)。

個別の金融機関の状況を見ると、ガイドラインの活用や二重徴求解消に関して金融機関により組織的な取組みに大きな違いがみられる状況である。こうした状況を踏まえ、ガイドラインの活用や二重徴求解消の取組みが進んでいる金融機関と進んでいない金融機関の違いの実態を把握することが重要である。

(注1) 経営者保証については、創業を含む経営者の思い切った事業展開、経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生や円滑な事業承継を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあるといった指摘等がなされてきた。これらを踏まえて、平成 25 年 12 月に民間の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」がとりまとめられ、平成 26 年 2 月に適用が開始された。

2. 金融庁の対応

今回の実態調査では、以上のような状況や平成 29 事務年度金融行政方針において、『経営者保証に関するガイドラインの周知・活用状況等を踏まえ、金融機関との対話を行う』としていることなどを踏まえて、ガイドラインの活用状況に焦点を絞り、(1)ガイドラインの要件判断の状況、(2)事業承継時におけるガイドラインの活用状況、(3)信用保証と経営者保証の関係などについて、地域銀行 12 行の協力を得て、無保証融資割合等が比較的高い金融機関と低い金融機関の状況の調査を実施した上で、金融機関との対話を行い、その結果を明らかにすることとした。

Ⅱ. 実態調査の状況

1. 実態調査の概要

(1) 調査対象行： 合計 12 銀行

①ガイドラインの要件判断、信用保証と経営者保証の関係： 6銀行(以下、「A～F銀行」という。)

(無保証融資割合が比較的高い先、低い先から3行ずつ選定。調査対象時点は H29. 3 末時点。)

②事業承継時におけるガイドラインの活用状況： 6銀行(注2)(以下、「G～L銀行」という。)

(二重徴求割合が比較的高い先、低い先から3行ずつ選定。調査対象時点は H29. 9 末時点。)

(2) 調査方法

以下の手順で融資データを受領し、現状を分析

- ・ 無保証融資割合等が高い先と低い先から、個別の取引データ(①:1 行 400 社程度、②:半年間(H29.4～9)に事業承継が行われた全取引先)を受領
(上記の取引データの内容は、事業者の属性、債務者区分、担保・保証の状況等)
- ・ 関連マニュアルやチェックシート等を受領

(注2) 2. 調査結果の図表 4～6 及び 9 については、債権数ベースで比較可能な 5 行により、調査結果データを掲載。

2. 調査結果

(1) ガイドラインの要件判断の状況

調査対象6行の無保証融資割合の推移については、以下のとおりであった(図表1)。なお、無保証融資割合が低調に推移している金融機関であっても、規定等の見直しなどの対応を実施したところでは、足元の割合が上昇しているところがある。

(図表1 調査対象行の無保証融資割合の推移)

	H27.4～ H27.9	H27.10～ H28.3	H28.4～ H28.9	調査対象時点 H28.10～ H29.3	H29.4～ H29.9	H29.10～ H30.3
A 銀行	10～15%	10～15%	10～15%	10～15%	15～20%	15～20%
B 銀行	5%未満	5%未満	10%未満	10%未満	20%以上	20%以上
C 銀行	5%未満	5%未満	5%未満	5%未満	10%未満	15～20%
D 銀行	30%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
E 銀行	5%未満	5%未満	10%未満	20%以上	20%以上	20%以上
F 銀行	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上

(※) 太枠のセル＝当該期間前又は期間中に、ガイドラインに関する規定等の見直しなどを実施(詳細は 13 ページの参考を参照)。

さらに、無保証融資割合が高く推移している金融機関と低調に推移している金融機関の要件判断の充足状況についてみると、無保証融資割合が高く推移している金融機関では、低調に推移している金融機関に比べて、ガイドラインの3要件(注3)のうち、「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」、「財務基盤の強化」の要件を満たしていない割合が低くなっている(図表2)。

(注3) ガイドラインの3要件とは、①法人と経営者との関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③適時適切な情報開示をいう。ただし、「経営者保証に関するガイドライン」Q&A(同Q&A 4-10)において、必ずしも全ての要件の充足が求められるものではなく、個別の事案毎に、要件の充足状況に応じて判断することとされている。

(図表2 ガイドラインにおける3要件の充足状況)

	無保証融資 割合	金融機関の判断基準に基づき、ガイドラインに関する要件を 満たしていないと判断している先の割合(※1)		
		①法人と経営者との関係の明確な区分・分離 (※2)	②財務基盤の強化 (※3)	③財務状況の正確な把握、 適時適切な情報開示等
C銀行	5%未満	↕ 56%	↕ 99%	9%
D銀行	50%以上	↕ 6%	↕ 44%	0%
調査対象行合計(6行)		52%	61%	15%

(※1) 割合とは、受領データの全先数のうち、要件を満たしていないと判断している先の割合。

(※2) 「法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている」及び「法人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない」の要件のうち、いずれか一方でも満たしていない先。

(※3) 「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る」及び「経営者等から十分な物的担保の提供がある」の要件のうち、いずれか一方でも満たしていない先。

上記の調査結果を踏まえて、無保証融資割合が高く推移している金融機関と低調に推移している金融機関の具体的な取組みについて対話を行ったところ、以下のとおりであった(取組内容の詳細は13ページの参考を参照のこと)。

① 無保証融資割合が低調に推移している金融機関

無保証融資割合が低調に推移している金融機関では、以下のような対応となっている。

(ア) 行内の規定やチェックシートが、ガイドライン本文の内容をそのまま落とし込んだものとなり、ガイドラインの3要件の判断基準が抽象的なまま運用を行っている。

(イ) 具体的な要件判断の基準を設けているものの、要件に1つでも不十分な点があれば、直ちに経営者保証を徴求するといった厳格な運用を行っている。

② 無保証融資割合が高く推移している金融機関又は足元で割合が上昇した金融機関

経営トップがむやみに保証を徴求しないとする方針を定め、これに基づき、営業現場の担当者が保証徴求の要否を簡易に判断できるよう、本部において、具体的かつ明確な基準を

定めるとともに、事業者の実情等を踏まえ、ガイドラインの各要件の判断基準の緩和や各要件、その他の内容等を考慮して総合的に判断する運用などの取組みを行っている。具体的には以下のような取組みが行われている。

- (ア) ガイドラインでは抽象的に記述されている各要件の判断基準を明確化するため、要件毎に複数の具体的条件に細分化し、これらの条件を一つでも充足すれば当該要件を満たすことが出来る明確かつ簡素な要件判断の基準を定めるなど、地域の事業者の実情等を踏まえた取組み。
- (イ) 各要件を具体化・明確化する取組みを行った上で、それでもなお、要件を十分に満たしていない状況であっても、直ちに保証を徴求するのではなく、必ず、事業者とのリレーションを通じて把握した内容や事業性評価の内容を勘案して、真に経営者保証を求める必要があるか総合的に判断するなどの運用を行っている取組み。

(2) 事業承継時におけるガイドラインの活用状況

調査対象6行の事業承継時における新・旧経営者から二重で保証を徴求している割合の推移について見ると、例えば、H銀行については、平成29年3月期において、二重徴求の割合が地銀平均よりも高かったが、規定等の見直しなどの対応を実施したこともあり、足元の数値が大きく改善している(図表3)。

(図表3 調査対象行の二重徴求の割合の推移)

	調査対象時点		
	H28.10～H29.3	H29.4～H29.9	H29.10～H30.3
G銀行	13%	3%	18%
H銀行	66%	20%	22%
I銀行	23%	24%	19%
J銀行	61%	62%	54%
K銀行	69%	80%	46%
L銀行	3%	13%	3%

ガイドラインにおいては、事業承継時に、後継者に当然に保証債務を引き継がせるのではなく、改めて保証の必要性を判断することとなっており、また、旧経営者の保証についても当該保証が第三者保証に該当する可能性があることを踏まえた対応を行う必要がある。

二重徴求の割合が高い金融機関と低い金融機関を見ると、新経営者に対する保証徴求割合は、全般的に概ね高い傾向を示す一方、旧経営者の経営関与が弱い先(注4)における旧経営者の保証徴求の割合が高いほど、二重徴求の割合が高い傾向が見られた。そのため、旧経営者における対応が二重徴求において影響が強いといえる(図表4)。

(注4) 経営関与の弱い先とは、①旧経営者の代表権がなく、かつ、②株式保有割合が1/2以下の先をいう。

(図表4 二重徴求の割合と旧経営者の経営関与等について(各行割合))

	全体に占める二重徴求の割合(※1)	全体に占める新経営者保証徴求の割合	全体に占める旧経営者保証徴求の割合	旧経営者保証徴求数 旧経営者の経営関与が薄い先の債権数(※2)
5行合計	38%	77%	57%	44%
G銀行	13%	97%	13%	4%
H銀行	28%	89%	29%	2%
I銀行	25%	60%	63%	44%
J銀行	59%	76%	80%	75%
K銀行	81%	95%	81%	71%

(※1) 受領データにおける二重徴求の割合を掲載。また、図表3の二重徴求の割合については、半期毎に金融庁が公表している経営者保証に関するガイドラインの活用実績から数値を算出しているため、図表4の二重徴求の割合と数値が異なっている。

(※2) 「旧経営者の経営関与の弱い先の債権数」とは、①旧経営者の代表権がなく、かつ、②株式保有割合が1/2以下の先をいう。

また、二重徴求の割合が高い金融機関と低い金融機関の事業承継時における組織的な取組みの違いを見ると、以下のとおりであった。

① 二重徴求の割合が高い金融機関

事業承継時における行内規定の内容が具体的ではなく、ガイドライン本文の内容をそのまま規定に落とし込むなど記載内容が不十分であることや、二重徴求に対する問題意識が行内に浸透しておらず、特段の対応も行っていない状況となっている。

② 二重徴求の割合が低い金融機関

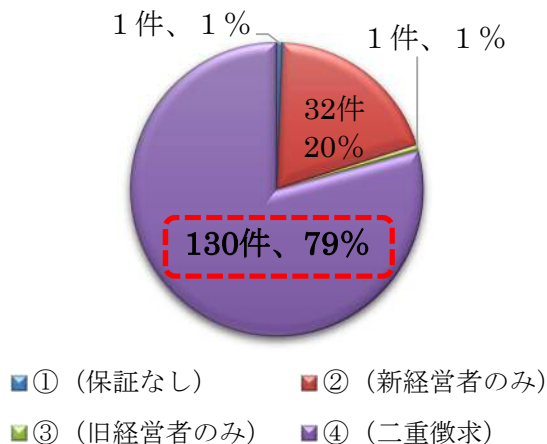
(ア) 経営トップ主導のもと、二重徴求の原則禁止や、旧経営者への保証が第三者保証に該当する可能性があることを踏まえて、代表権の有無や株式保有割合等をもとに事業承継時の具体的な保証徴求基準を定めている。

(イ) 新・旧経営者双方に対するガイドラインの説明や、新経営者の保証徴求割合が比較的低い金融機関では保証解除に向けたアドバイスを行うなどの取組みを行っている。

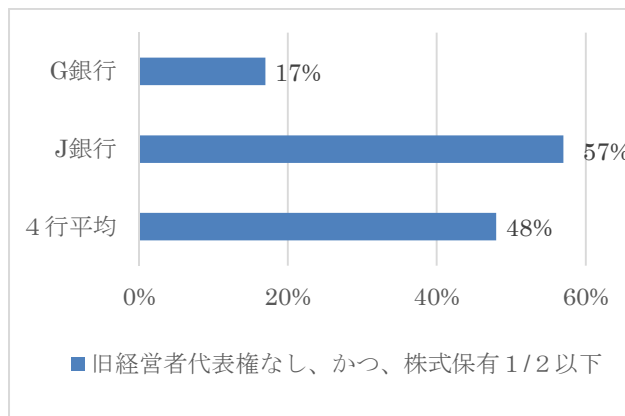
(取組内容の詳細は14ページの参考を参照のこと。)

また、二重徴求先の数年経過後の保証解除状況を見ると、事業承継時に二重徴求されていた債権で、3年経過後に貸出が残っているうち約8割について二重徴求が継続されている(図表5)。さらに、その約半数は、代表権がなく、かつ、株式保有割合も1/2以下の旧経営者から引き続き保証を徴求している状況であり、その中でも、二重徴求の割合が高い金融機関と低い金融機関では大きな差が見られた(図表6)。このように、旧経営者の経営関与度合いのモニタリングや代表者交代後の旧経営者の保証解除に向けたフォローができていない可能性がある。

(図表5 二重徴求先の3年経過後の保証徴求状況の割合)



(図表6 二重徴求先の3年経過後の旧経営者の経営関与の割合)



(※) 債権ベースで比較可能な5行のうち、1行については、事業承継時に新・旧経営者から二重で経営者保証を徴求していた貸出債権が3年経過後にはすべて完済されているため、4行平均となっている。

(3) 根保証の利用状況と経営者保証の関係

経営者保証を求めるときには、個別の融資毎に経営者保証を求めると特定債務保証ではなく、一定期間の融資を対象として、当該保証の上限額である極度額を定める根保証契約が存在する。根保証契約でも期限と極度額を定めない包括根保証契約については、民法改正により平成17年4月より禁止されているが、根保証契約に関する対応については、金融機関により様々であり、その対応状況により、ガイドラインの活用を含む担保・保証に依存しない融資に関する取組状況にも影響があると考えられる。そこで、根保証の利用状況と経営者保証の関係について調査を行ったところ、根保証の利用割合が低い金融機関は、無保証融資割合も高くなる傾向となっている状況であった(図表7)。

(図表7 経営者保証徴求先のうち根保証を利用している先の割合)

<無保証融資割合が低い金融機関>			<無保証融資割合が高い金融機関>		
	経営者保証徴求先のうち根保証を利用している先の割合	(参考) 無保証融資割合 (29.3時点)		経営者保証徴求先のうち根保証を利用している先の割合	(参考) 無保証融資割合 (29.3時点)
A銀行	24%	10~15%	D銀行	3%	50%以上
B銀行	20%	10%未満	E銀行	5%	20%以上
C銀行	53%	10%未満	F銀行	0%	30%以上
合計	34%		合計	3%	

(※) 根保証を利用している割合は、受領データから先数ベースで算出(債権数ベースの無保証融資割合の算出方法とは異なる)。

根保証の利用に関しての取組内容を確認したところ、利用割合が高い金融機関は、申し出があった時や更新のタイミングなど機会のある時以外は見直しを行っておらず、利用についてもあまり限定していない一方で、利用割合が低い金融機関では、見直しを1年毎に行っていたり、当座貸越等の短期の運転資金に限定して利用している。さらに、根保証を原則として禁止している金融機関もある。

また、根保証を利用することにより、顧客の利便性を一定程度確保できるとの意見がある一方で、根保証を利用しないことにより、事業者と接する機会が増加し、直近の業況の把握やリレーシヨンの構築等が図られるとの意見も聞かれた。

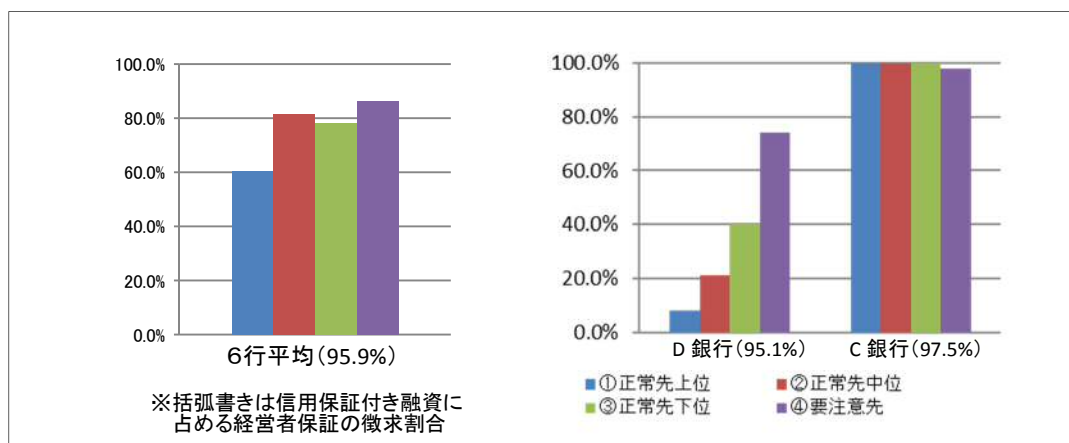
(4) 信用保証と経営者保証の関係等

ガイドラインの活用に関して、信用保証制度が影響しているとの指摘がある。そこで、信用保証が経営者保証に与える影響について調査を行った。

従前の運用では、原則、信用保証協会は金融機関に対し、信用保証付き融資に関し経営者保証を徴求することを求めていた(平成 30 年4月以降の運用見直しの詳細は、9ページの注6を参照)ことから、ほとんどの場合において、経営者保証を徴求する扱いとなっていた。

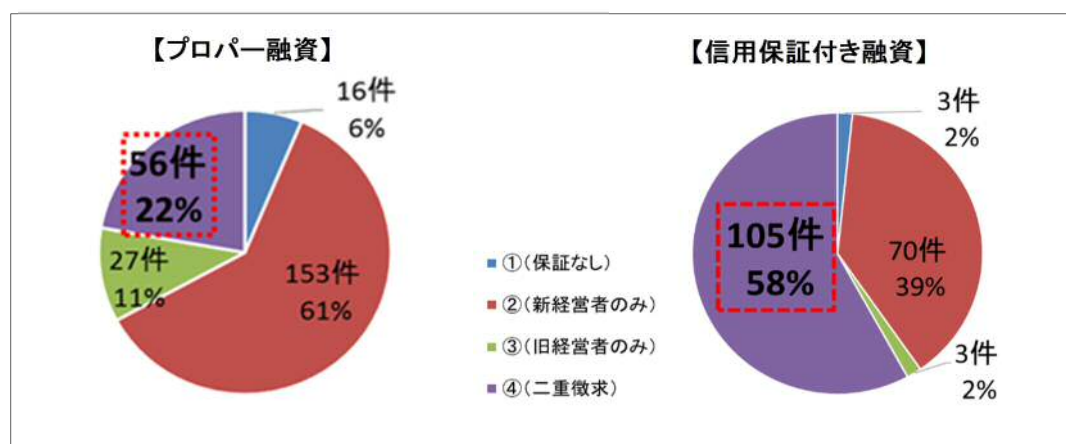
また、一部の金融機関を除き、信用保証付き融資を利用している先におけるプロパーの協調融資(信用保証の付かない協調融資)についても、信用保証付き融資と同様の対応をしており、多くの場合で経営者保証を徴求している状況であった(図表8)。

(図表8 信用保証付き融資を利用している先におけるプロパーの協調融資に対する経営者保証の徴求状況)



また、事業承継時における二重徴求の件数は、プロパー融資(信用保証が付かない融資)と信用保証付き融資を比較したところ、プロパー融資では約2割、信用保証付き融資では約6割が二重徴求となっている。(図表9)

(図表9 事業承継時におけるプロパー融資と信用保証付き融資別の4類型(※)の割合)

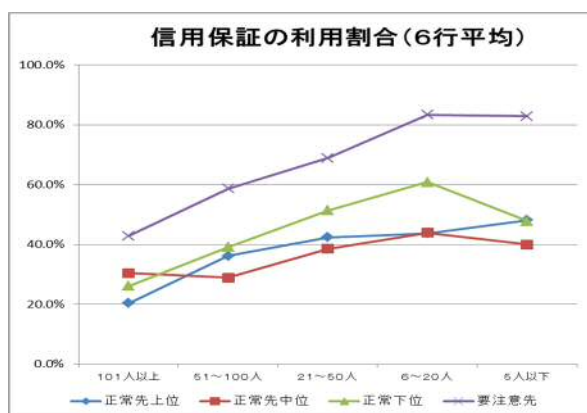


(※) 4類型とは次の4分類をいう。①新・旧経営者ともに保証なし、②新経営者のみ保証あり、③旧経営者のみ保証あり、④新・旧経営者ともに保証あり。

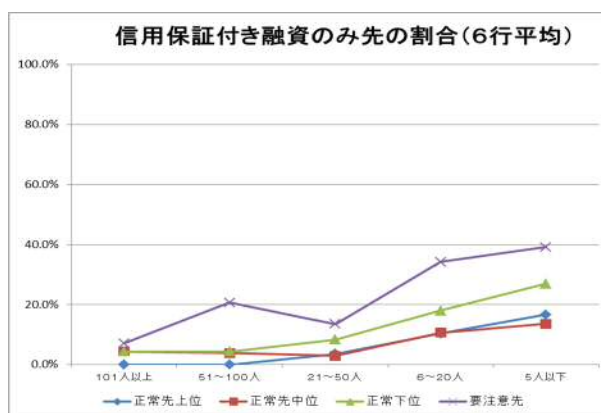
さらに、今回の調査に合わせて、信用保証付き融資の活用状況を見ると、以下の状況となっていた。(図表 10、11)

- ① 金融機関は、事業者の規模や債務者区分(信用リスクの度合い)に応じて信用保証を利用しており、リスクが低くなるほど、信用保証の利用割合は減少する傾向にある。
- ② また、全融資先に占める信用保証の利用割合に比べて、全融資先に占める信用保証付き融資のみ先の割合は低くなっており、一定のプロパー融資が行われている。特に、事業規模が大きく、リスクが低い先に対しては、その割合がかなり低くなっている。
- ③ 一部の金融機関では、リスクが低いと評価しているにもかかわらず、事業規模が小さい事業者に対して、信用保証付き融資のみ先の割合が高くなっている場合がある。

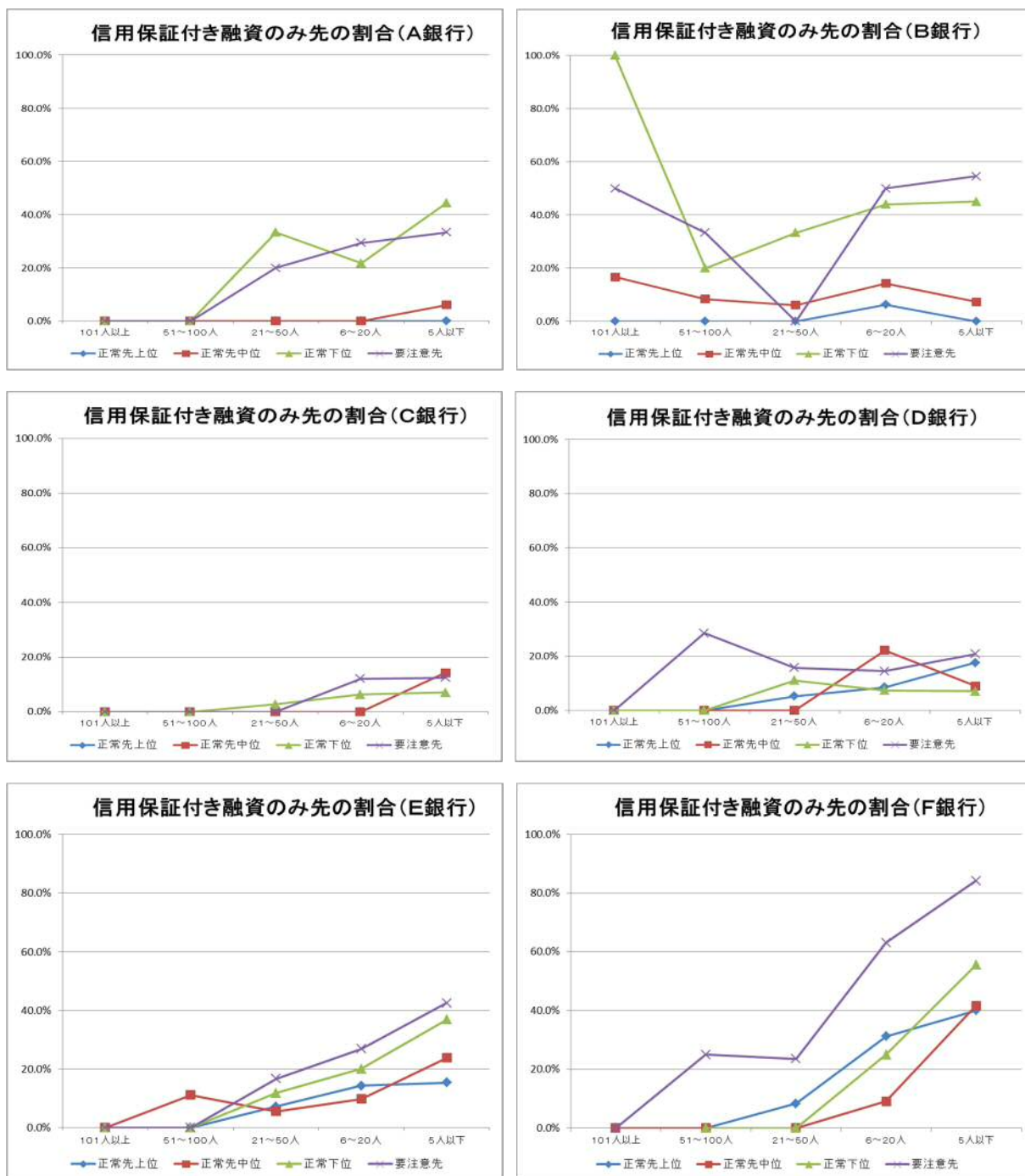
(図表 10 信用保証の利用割合(※1))



(図表 11 信用保証付き融資のみ先の割合(※2))



- (※1) 受領データの全先数のうち、信用保証付き融資を行っている先の割合。
 (※2) 受領データの全先数のうち、信用保証付き融資のみを行っている先の割合。
 (※3) 事業者の規模は、従業員数で区分。



(注6) 平成30年4月以降の信用保証制度の見直しにより、信用保証付き融資と信用保証が付かないプロパーの協調融資によるリスク分担を行っていくこととなるが、これに合わせて、信用保証における経営者保証の取扱いについて、主として以下のような対応となっている。

- ①金融機関がプロパーの協調融資において、担保や経営者保証の徴求を行わなければ、信用保証付き融資部分についても経営者保証の徴求を要しない運用となる
- ②事業承継時における二重徴求は基本的に行わない運用となる（以前は二重徴求となるケースも多かった。）

このように、金融機関がプロパーの協調融資について、担保・保証に依存しない融資をより一層推進することにより、融資全体の経営者保証の徴求状況の改善が見込まれる。

(5) その他の調査結果

① 物的担保等の保全額と経営者保証額の関係

経営者保証の徴求割合が高い金融機関は、物的担保の割合も高い傾向にある(図表 12)。これは、金融機関が一般的に保全の観点から物的担保と経営者保証を最適に組み合わせているわけではなく、各金融機関の融資姿勢が担保・保証に依存しているかどうかに関係していることによると考えられる。なお、物的担保と経営者保証について、それぞれ徴求する意味が異なり、物的担保は保全の観点から、経営者保証は経営の規律付けの観点から、別々に判断しているとの意見が多く聞かれた。

また、価格が頻繁に変動し評価額の設定が難しいことなどの理由から担保等の保全状況に応じて、経営者保証の保証金額を増減させるなどの運用を行っていないとの意見が多かった。

(図表 12 貸出残高に占める物的担保の保全額及び経営者保証の保証額の割合)

(単位:百万円)

	貸出残高 合計	物的担保・経営 者保証による保 全額(※1)	割合 (※2)	物的担保 による保全額	割合 (※2)	経営者保証 による保全額 (※1)	割合 (※2)
A銀行	93,085	101,086	109%	28,806	31%	72,279	78%
B銀行	16,827	24,407	145%	5,886	35%	18,520	110%
C銀行	41,647	61,987	149%	14,023	34%	47,964	115%
D銀行	24,130	15,659	65%	4,283	18%	11,375	47%
E銀行	35,304	37,223	105%	7,659	22%	29,563	84%
F銀行	24,618	22,827	93%	3,240	13%	19,586	80%
合計	235,612	263,190	112%	63,900	27%	199,290	85%

(※1) 貸出残高及び各保全額は、受領データから個人事業主を除いた調査対象先の合計額にて算出。
なお、経営者保証による保全額の中には、第三者による保証額も含む。

(※2) 各割合は、貸出残高に占める保全額の割合。

② 金利設定と経営者保証徴求の関係

経営者保証を徴求するか否かにより、金利を変更することも考えられる。例えば、融資の際に、経営者保証を徴求したうえで金利を低く設定する場合と、経営者保証を徴求せずに金利を高く設定する場合の2つの選択肢を提示することが考えられる。今回の調査における対話の中では、経営者保証を徴求しないことにより金利が高くなるのであれば、経営者は金利を低くするよう経営者保証を行うことを選択するため、これらの対応については難しいとの回答が多く聞かれた。

この点について、経営者が主体的に判断をして経営者保証を行うことにより、金利の引下げを選択すること自体は合理的な判断と考えられるが、今回の対話の中で把握する限り、現状、経営者側にそのような機会は与えられていない場合が多いようである。

3. 今回の調査を通じて全体的に判明したこと（総括）

無保証融資割合が高く推移している金融機関では、ガイドラインを形式的に適用するのではなく、事業者の実情等を踏まえて、ガイドラインの各要件の判断基準の具体化や、一部要件を満たさない場合であっても他の内容等を考慮して総合的・柔軟に判断するなどの対応を行っている。

具体的には、営業現場の担当者が保証徴求の要否を簡易に判断できるよう、具体的かつ明確な基準を定めている金融機関では、営業店における対応が明確となり、基準に従って無保証での取扱いが行いやすくなるため、金融機関全体としてガイドラインのより積極的な活用が促進されている。

また、金融機関の中には、無保証融資割合は低くても、信用保証付き融資のみ先の割合が低く、プロパー融資を織り交ぜながら融資を行っている金融機関がある一方、その逆となっている金融機関もある。今回の調査ではガイドラインの活用状況に着目して、「担保、経営者保証（根保証を含む）、信用保証、金利設定」について、実態把握を行ったが、それぞれの項目を別々に議論するのではなく、ガイドラインの活用以外の様々な取組みも含めて、総合的に対話を行う重要性を認識した。

Ⅲ. 引き続き議論していくべき内容等

事業承継時における二重徴求を含めたガイドラインの更なる活用を推進するためには、官民が連携をして、優良な組織的取組事例等の横展開やガイドラインQ&Aの改正等による環境整備を進めるとともに、自主的な開示などの金融機関による取組みの見える化や金融機関との対話を行っていくことが重要である。

また、経営者保証を徴求する意義は、「経営の規律付け」と「保全」とされている。今回の調査対象金融機関は、経営者保証の履行による回収はほとんどないと回答しており、また、経営者保証の有無により金利を変更するといった取組みは行っておらず、「保全」での意味合いを感じていない一方で、適正な体制を構築して業務を行っていない事業者への「規律付け」を担保するためとの意見が多数である。

経営者保証の徴求による事業者への「規律付け」は、保証履行による債権回収を実質的に行っていない点に鑑みれば、事業者への心理的な圧力（プレッシャー）によるものと考えられる。一方で、「規律付け」が事業者への心理的な圧力（プレッシャー）であるとすれば、これが事業者の新規事業の推進や事業承継等の阻害要因となっているとの指摘がある。従って、このよう

な「規律付け」として経営者保証を求めることが、金融機関の経営の観点から望ましいものであるのか考える必要があると思われる。また、仮に、「規律付け」のために経営者保証を徴求する場合でも、事業者の倒産リスクは軽減されるはずであることから、少なくともその分の金利を減少させることができると考えられる。

今般のガイドラインの調査では、主に要件判断の充足状況や事業承継時の対応等について調査及び対話を行ったため、上記の経営者保証を徴求する意義やガイドラインの活用に限らない担保・保証に依存しない融資の促進に向けた対応等については、今後、物的担保の状況や金利と経営者保証の関係、金融機関の経営の観点も含め、金融機関等と更なる対話を行っていきたい。

(参考) 調査対象行のガイドラインの運用に関する取組事例

【B銀行】 無保証融資割合 10%未満(H29.3) ⇒ 20%以上(H29.9)

行内規定を変更。変更前は、「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」の要件が満たしていない時点で、他の要件を見ることなく形式的に保証を徴求していたが、変更後は、「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能」と判断できた先であれば、原則保証を徴求しないとする運用を行っている。

【C銀行】 無保証融資割合 10%未満(H29.9) ⇒ 15～20%(H30.3)

チェックシートの改定を行い、抽象的であった各要件の判断基準を明確化するため、要件毎に複数の具体的条件に細分化し、これらの条件を一つでも充足すれば各要件を満たすことが出来る明確かつ簡素な要件判断の基準を定めている。

【D銀行】 無保証融資割合 30%以上(H27.9) ⇒ 50%以上(H28.3)

チェックリストでは、債務超過や赤字体質ではないなどの分かりやすい判断項目としている。さらに、経営者と十分なリレーション通じて把握した内容や、事業性評価の内容を取り入れて、要件を十分に満たしていない状況であっても、これらの内容を勘案することで総合的な判断が行える運用を行っている。

【E銀行】 無保証融資割合 10%未満(H28.9) ⇒ 20%以上(H29.3)

チェックシートの改定を行い、各要件の具体的な判断基準を示すとともに、中堅企業又は正社員が50名以上の中小企業については、「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」の要件は満たしているものとするなど、取引先の実情を踏まえた運用を行っている。

【G 銀行】 事業承継時の二重徴求割合 5%未満(H29.9)

原則、旧経営者の保証を解除する方針であり、旧経営者の保証を解除しなかった場合でも、本部においてモニタリングを行うことで、組織全体としてその適切性を確認している。

【H 銀行】 事業承継時の二重徴求割合 50%超(H29.3)⇒10～20%(H29.9)

旧経営者の保証解除について、代表権の有無や株式保有割合等をもとに判断基準を明確化し、営業現場が判断しやすい体制を整えている。また、二重徴求後も年に1回は経営者の経営関与の実態等を確認し、保証要否判断を行うこととしている。

【I 銀行】 事業承継時の二重徴求割合 10～20%(H30.3)

事業承継時の新・旧経営者に対するガイドラインの説明を必ず行うとともに、二重徴求を原則禁止としている。仮に二重徴求となる場合は、保証の必要性の説明や解除に向けたアドバイスを実施。また、二重徴求後の決算書受領時に旧経営者の経営関与の実態等を確認し、保証要否判断を実施している。

【L 銀行】 事業承継時の二重徴求割合 10%未満(30.3)

より一層のガイドラインの活用推進のために、直近においても柔軟に規定を改定。具体的には、旧経営者からの保証徴求については、第三者保証に該当する可能性を踏まえ、株式保有割合や経営関与の状況等をもとに保証要件を具体的に定義し、徴求要否を判断する旨を明記している。